

新型コロナウイルス感染症に伴う

波佐見町中小企業・小規模企業経営安定利子補給補助金制度のご案内

利子補給・保証料の補助を行います

波佐見町では、この度の新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、支障を生じている波佐見町中小企業・小規模企業に対する資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資の保証料と3年間の利子に対して補助を行います。なお対象となる資金は長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）となります。

◆利子補給補助金の概要

対象の融資

長崎県緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）
運転資金・設備資金10年（据置2年）

対象事業所

個人事業所 町内在住で、住民登録をしている方
法人事業所 町内に登記してある事業所をもつ方

対象要件

※中小企業法に規定する中小企業者、小規模企業者など

- ①直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少しているとともに、その後の2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少することが見込まれる、またセーフティネット4号・5号、危機関連保証制度を活用しているもの
- ②中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項及び第5項各号に規定する事業者であって、町内に事務所又は事業所を有するもの
- ③申込時において町税の滞納がない方

利子補給補助金

金融機関へ支払った**3年間分の利子**を中小企業者等へ**全額補助**
但し、保証料と合わせて限度額は50万円
※繰り上げ返済を行った場合、以降対象外となります。

保証料率

協会所定の率による
（保証料は波佐見町が全額補助します）
但し、利子補給と合わせて限度額は50万円

貸付取扱期間

令和2年2月1日～令和3年月12月31日
但し、令和3年12月31日までにセーフティネットについては保証申込受付、危機関連保証については融資実行されたもの

◆申請に必要な書類

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う波佐見町中小企業経営安定利子補給補助金申込書一式
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う金融機関からの融資が確認できる書類の写し
- ・保証料支払いの領収書の写し
- ・売上高比較表の根拠が確認できる月次試算表、売上帳簿等の書類（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証制度認定の場合は不要）

※当年の前月実績・当月見込・翌月見込及びそれに呼応する前年分の実績

- ・町税の完納証明書【写】

金融機関等の審査により、融資や融資限度額までお借入れができない場合があります。

◆波佐見町中小企業振興資金融資保証制度と別枠でのお借入れが可能です。

◆国・県等において、同様の制度が開始された場合は、調整または移行を行います。

【お問い合わせ先】 波佐見町役場 商工観光課 TEL0956-85-2162